

担当	滋賀労働局労働基準部 監督課長 宮木 義博 地方労働基準監察監督官 倉橋 隆成 (電話) 077 - 522 - 6649
----	--

## 外国人技能実習生の実習実施者に対する 令和2年の監督指導の状況を公表します

～ 監督指導を行った実習実施者のうち、77.4%で労働基準関係法令違反～

滋賀労働局（局長 待鳥 浩二）では、このたび、管内の労働基準監督署が、令和2年に外国人技能実習生（以下「技能実習生」という）の実習実施者（技能実習生が在籍している事業場）に対して行った監督指導の状況について取りまとめましたので、公表します（別紙参照）。

### 令和2年の監督指導の概要

労働基準関係法令違反が認められた実習実施者は、監督指導を実施した 133 事業場（実習実施者）のうち 103 事業場（77.4%）。

主な違反事項は、健康診断の結果についての医師等からの意見聴取（26.3%）、使用する機械に対して講ずべき措置などの安全基準（24.8%）、労働時間（23.3%）の順に多かった。

滋賀労働局では、監理団体および実習実施者に対し、労働基準関係法令などの周知・啓発に努めるとともに、労働基準関係法令違反の疑いがある実習実施者に対しては監督指導を実施し、引き続き、技能実習生の適正な労働条件と安全衛生の確保に重点的に取り組めます。

なお、度重なる指導にもかかわらず法令違反を是正しないなど重大・悪質な事案に対しては、送検を行い厳正に対応していきます。

外国人技能実習制度は、外国人が企業などでの実習を通して技術を習得し、母国の経済発展を担う人材となるよう育成することを目的としています。しかし、実習実施者においては、労使協定を超えた残業、割増賃金の不払い、危険や健康障害を防止する措置の未実施などの労働基準関係法令に違反する事例が依然として存在しています。

こうした中、労働基準監督署は、実習実施者に対し、監督指導を実施することで、技能実習生の適正な労働条件と安全衛生の確保に取り組んでいます。

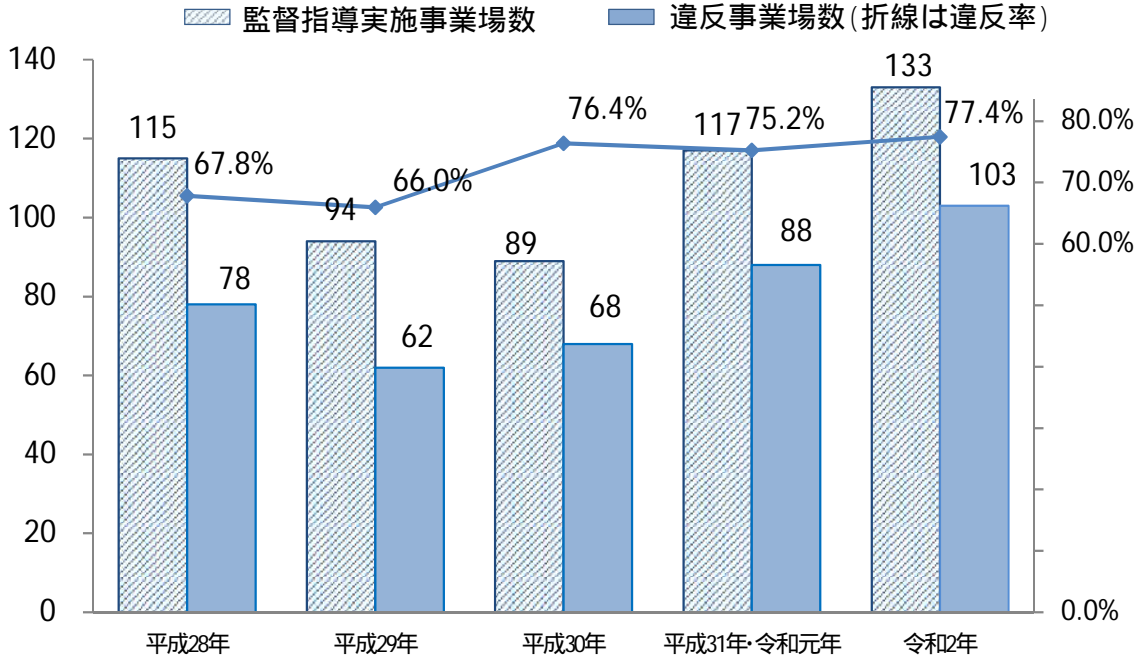


# 技能実習生の実習実施者に対する監督指導の状況（令和2年）

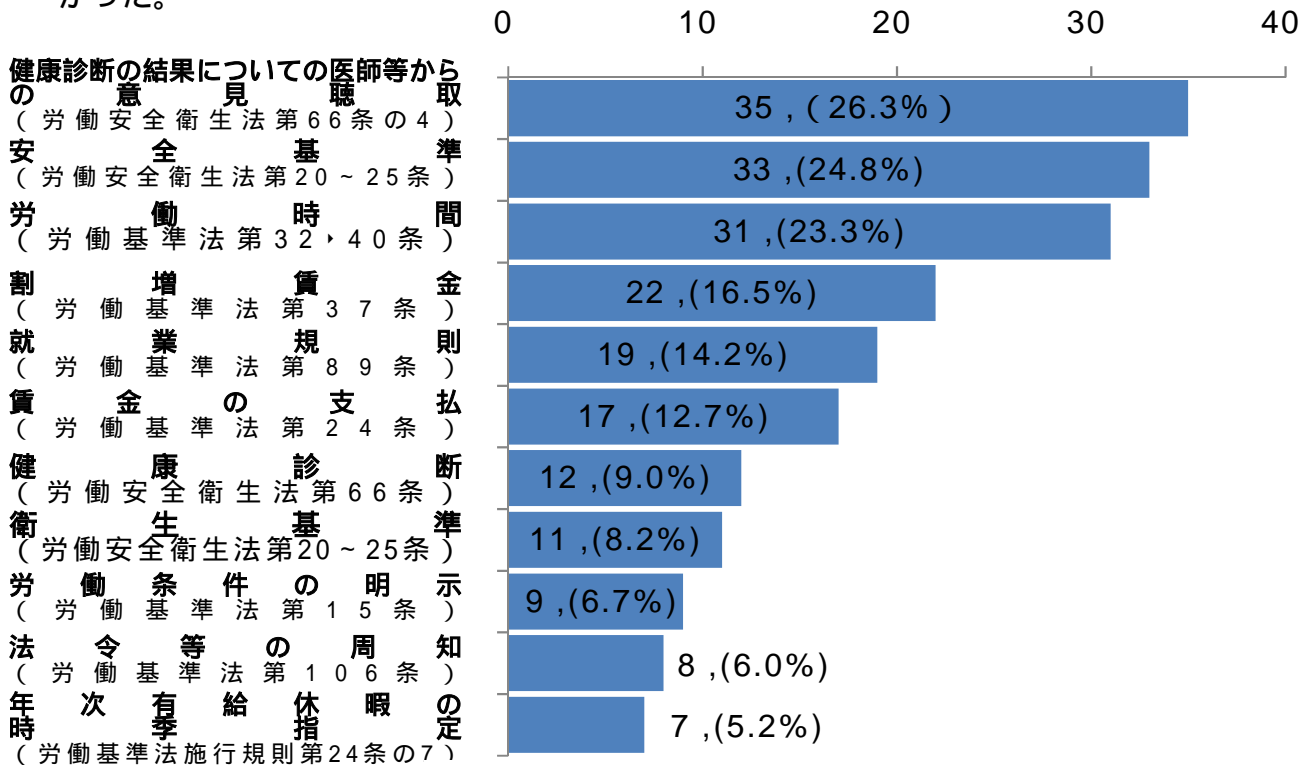
## 1 監督指導状況

滋賀労働局において、実習実施者に対して133件の監督指導を実施し、その77.4%に当たる103件で労働基準関係法令違反が認められた。

<注> 違反は実習実施者に認められたものであり、日本人労働者に関する違反も含まれる。



主な違反事項は、健康診断の結果についての医師等からの意見聴取（26.3%）、使用する機械に対して講ずべき措置などの安全基準（24.8%）、労働時間（23.3%）の順に多かった。



<注> 違反事項が2つ以上ある場合は、各々に計上しているため、各違反事項の件数の合計と違反事業場数とは一致しない。

主な業種に対する監督指導の状況は、以下のとおりであった。

主な業種	監督指導 実施事業場数	違反事業場数 (違反率)	主な違反事項		
機械・金属	61	48 (78.6%)	安全基準 17 (27.8%)	労働時間 16 (26.2%)	健康診断の結果についての 医師等からの 意見聴取 15 (24.5%)
食料品製造	13	8 (61.5%)	割増賃金の 支払 5 (38.4%)	健康診断の結果についての 医師等からの 意見聴取 5 (38.4%)	就業規則 3 (23.0%)
建設	8	7 (87.5%)	割増賃金の 支払 4 (50.0%)	労働時間 2 (25.0%)	賃金の支払い 2 (25.0%)
繊維・衣服	9	6 (66.6%)	賃金の支払 2 (22.2%)	労働条件の 明示 2 (22.2%)	安全基準 2 (22.2%)
<参考> 全業種	133	103 (77.4%)	健康診断の結果についての 医師等からの 意見聴取 35 (26.3%)	安全基準 33 (24.8%)	労働時間 31 (23.3%)

<注1>「主な業種」は、技能実習生の受入人数が多い4職種（機械・金属関係職種、食料品製造関係職種、建設関係職種、繊維・衣服関係職種）に関連する業種について取りまとめたものである。

<注2>業種ごとの内訳は以下のとおり。

機械・金属・・・鉄鋼業、非鉄金属製造業、金属製品製造業、一般機械器具製造業、  
電気機械器具製造業、輸送用機械等製造業  
食料品製造・・・食料品製造業  
建設・・・土木工事業、建築工事業、その他の建設業  
繊維・衣服・・・繊維工業、衣服その他の繊維製品製造業

監督指導の事例には、以下のようなものがあった。

## 事例 1

### 36協定の上限時間を超える時間外・休日労働の解消を指導

#### 概要

- 建築工事業を営む事業場において、技能実習生者に対し、36協定 で定めた上限時間である月60時間を超える時間外労働を行わせていた。（ 時間外・休日労働に関する協定のこと。以下同じ。）
- 技能実習生に対し、週40時間を超える労働に対し、時間外手当の不払いが認められた。
- 技能実習生に対し、賃金控除協定を締結することなく、賃金から住居費・光熱費を控除していた。

#### 指導内容

- 1 36協定で定めた上限時間を超える時間外労働を行わせていたため、是正勧告した。また、併せて過重労働による健康障害防止対策として時間外・休日労働の削減について指導した。

##### 指導事項

労働基準法第32条違反（労働時間）、時間外・休日労働の削減

- 2 週40時間を超える時間外労働に対し、時間外手当の不払いが認められたことから、是正勧告した。

##### 指導事項

労働基準法第37条違反（割増賃金）

- 3 賃金控除協定を締結することなく、賃金から住居費・光熱費を控除していたことから、是正勧告した。

##### 指導事項

労働基準法第24条違反（賃金の全額払い）

#### 指導の結果

- 36協定を見直し、違法な時間外・休日労働を解消するとともに、労働時間の適正な把握、業務量の平準化を図り、時間外労働・休日労働の削減を行った。
- 不払いとなっていた割増賃金の支払いを行った。
- 賃金控除協定を締結した。

## 事例 2

### 有害業務に係る法定上限時間を超えた時間外労働の解消や安全衛生上の措置について指導

#### 概要

- 金属製品製造業を営む事業場において、技能実習生者に対し、36協定で定めた特別条項の運用手続きを経ずに、月42時間を超える時間外労働を行わせていた。
- 有害業務である粉じん作業に従事する技能実習生に対し、1日2時間を超える時間外労働に従事させていた（有害業務に係る時間外労働は1日2時間を超えてはならない。）。
- 技能実習生に対し、アーク溶接業務に係る特別教育を実施することなく、同業務に従事させていた。
- 技能実習生に対し、健康診断実施後の有所見者に対する医師の意見聴取を実施していなかった。

#### 指導内容

- 1 36協定で定めた特別条項の運用手続きを経ずに上限時間を超える時間外労働を行わせていたため、是正勧告した。また、併せて特別条項付き36協定の適正運用及び過重労働による健康障害防止対策として時間外・休日労働の削減について指導した。

##### 指導事項

労働基準法第32条違反（労働時間）、特別条項の適正運用、時間外・休日労働の削減

- 2 1日2時間を超える有害業務に係る時間外労働が認められたことから、是正勧告した。

##### 指導事項

労働基準法第36条違反（時間外労働の制限）

- 3 アーク溶接業務に係る特別教育を実施することなく、同業務に従事させていたことから、是正勧告した。

##### 指導事項

労働安全衛生法第59条・労働安全衛生規則第36条（特別教育）

- 4 健康診断実施後の有所見者に対する医師の意見聴取を実施していなかったことから、是正勧告した。

##### 指導事項

労働安全衛生法第66条の4（医師の意見聴取）

#### 指導の結果

- 違法な時間外・休日労働を解消するとともに、人員の増員、業務量の平準化を図り、時間外労働・休日労働の削減を行った。
- 有害業務に係る時間外労働を1日2時間以内とした。
- アーク溶接に係る特別教育を実施した。
- 健康診断実施後の有所見者に対する医師の意見聴取を実施した。

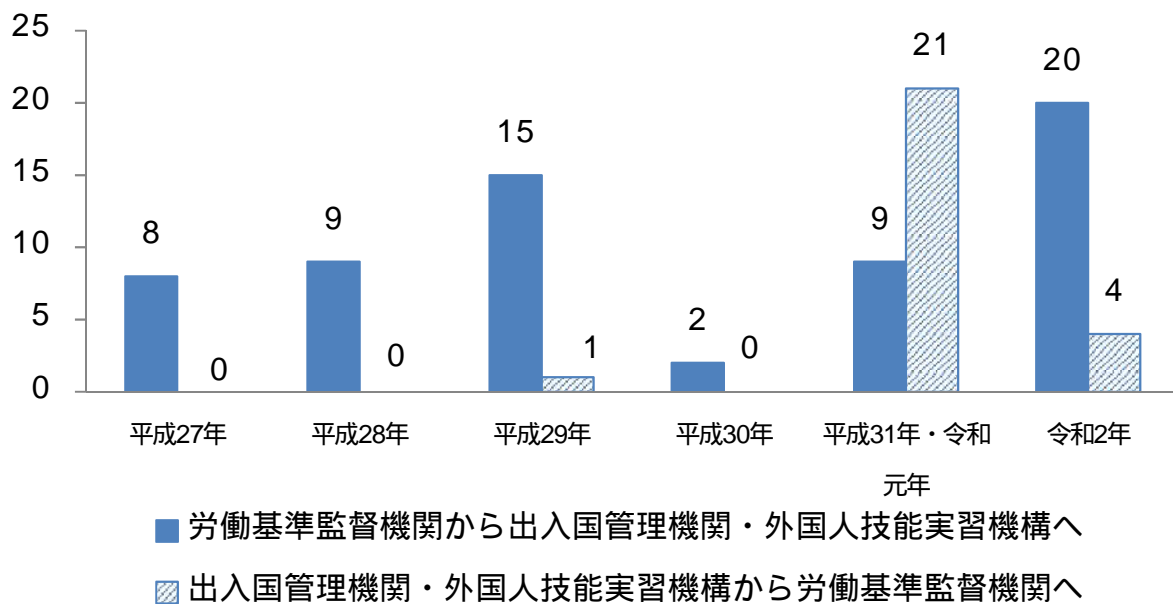
## 2 労働基準監督機関と出入国管理機関等との相互通報状況

技能実習生の労働条件の確保を図るため、労働基準監督機関では、出入国管理機関・外国人技能実習機構との間で、その監督等の結果を相互に通報している。

労働基準監督機関から出入国管理機関・外国人技能実習機構へ通報（ 1 ）した件数は20件、出入国管理機関・外国人技能実習機構から労働基準監督機関へ通報（ 2 ）された件数は4件である。

- 1 労働基準監督機関から出入国管理機関・外国人技能実習機構へ通報する事案  
労働基準監督機関において実習実施者に対して監督指導等を実施した結果、技能実習生に係る労働基準関係法令違反が認められた事案
- 2 出入国管理機関・外国人技能実習機構から労働基準監督機関へ通報する事案  
出入国管理機関・外国人技能実習機構において実習実施者を調査した結果、技能実習生に係る労働基準関係法令違反の疑いがあると認められた事案

### 通報件数



労働基準監督機関が、出入国管理機関・外国人技能実習機構から通報を受けた実習実施者については、監督指導等を実施している。

なお、監督等の結果を相互に通報する以外にも、強制労働等技能実習生の人権侵害が疑われる事案については、出入国管理機関・外国人技能実習機構との合同監督・調査を行うこととしている。